

3月中に対応が必要です！

社会保険労務士法人

主催 庄司茂事務所

まだ間に合う

働き方改革徹底対策

ミニセミナー

[神戸]2月19日(水)14:00~17:00

①同一労働・同一賃金:4月から法律が施行！

○ 正社員と非正規従業員、どこまで待遇を合わせる？

- ・基本給、賞与
- ・住宅手当、扶養手当
- ・皆勤手当、通勤手当、食事手当等
- ・慶弔休暇、制服貸与などの待遇は？ … 具体的事例を検証！



② 残業時間の上限規制:4月から中小企業も対象！

○ 残業時間削減のために必要なポイントを伝授

- ・タイムカードのみで時間管理していませんか
- ・無駄な時間の削減ができていない
- ・管理職のマネジメント不足 等 …

そもそも「時間管理」ができていますか？



③ 有給休暇の取得義務化:3月末までに5日取得？

○ 罰則規定もついた年休5日の取得義務

- ・「5日」のカウント方法は？
- ・義務の対象は社員だけでよい？
- ・義務化に対応する就業規則変更は必要か …

よくある疑問にお答えします！



「働き方改革関連法案」成立後、メディア等でもこの話題について盛んに取りざたされていますが、3月中に対応が必要です。企業にとって特に大きな影響が懸念されるのが、この3つの取り組みです。

本セミナーでは、この3つのテーマについて企業がとるべき対応策をお伝えします。

 お申し込みは裏面より

セミナー内容

「働き方改革」に対応できる対策をご提案いたします。

- ◆ 同一労働同一賃金(2020年4月～法律施行(中小企業の適用は2021年4月～)で禁止される「不合理な格差」の具体的な内容についてや、賃金その他の処遇をどうしていくべきかについてご説明いたします。
- ◆ **残業時間削減・管理**のための対応策をご提案いたします。
- ◆ **有給休暇の5日取得**のための対応策をご提案いたします。
- ◆ 貴社の**就業規則や賃金規程**を持参いただければ、無料でその内容についてのアドバイスをさせていただきます。

「働き方改革」対応ミニセミナー申込用紙

※本セミナーの対象者は経営者・管理者となりますので、対象者以外の方の参加はご遠慮願います。

参加費	10,000円 弊社顧問契約先様は無料		
日時	2月19日(水)14:00～17:00(13:45受付開始)		
場所	神戸事務所7階セミナールーム:神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル		
お問合せ先	社会保険労務士法人 庄司茂事務所 事務所HP: http://www.roumpro.com/		☎0120-66-8050 E-MAIL: info@sssr.jp
会社名			業種
会社情報	〒		従業員数
	TEL	FAX	E-Mail
ご参加者①	御芳名		御役職
ご参加者②	御芳名		御役職

お申込みFAX: 0120-38-3399

お申し込み後3日以内に受付票をFAXにてお送りします。(※FAX以外ご希望の場合 受付票は TEL メール希望)
もし受付票が届かない場合は、お手数ですが弊事務所までご連絡お願いいたします。(TEL:0120-66-8050)

・ご記入いただきました個人情報は弊事務所関連以外には使用いたしません。
・情報管理は厳重に行い、法的義務に伴う要請を受けた場合を除き、第三者への開示等は一切いたしません。



社会保険労務士法人
庄司茂事務所